

告 示

埼玉県選管告示第十四号

平成七年埼玉県選管告示第七十号（政見放送及び経歴放送実施規程による政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び政見放送の回数）の一部を次のように改正する。

令和七年五月十三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

表埼玉県知事の選挙の項中「株式会社TBSラジオ」を「株式会社エフエムナックファイブ」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。